

## 第 6 編 事故等災害応急対策

## 第2章 その他災害

### 第1節 危険物等災害応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

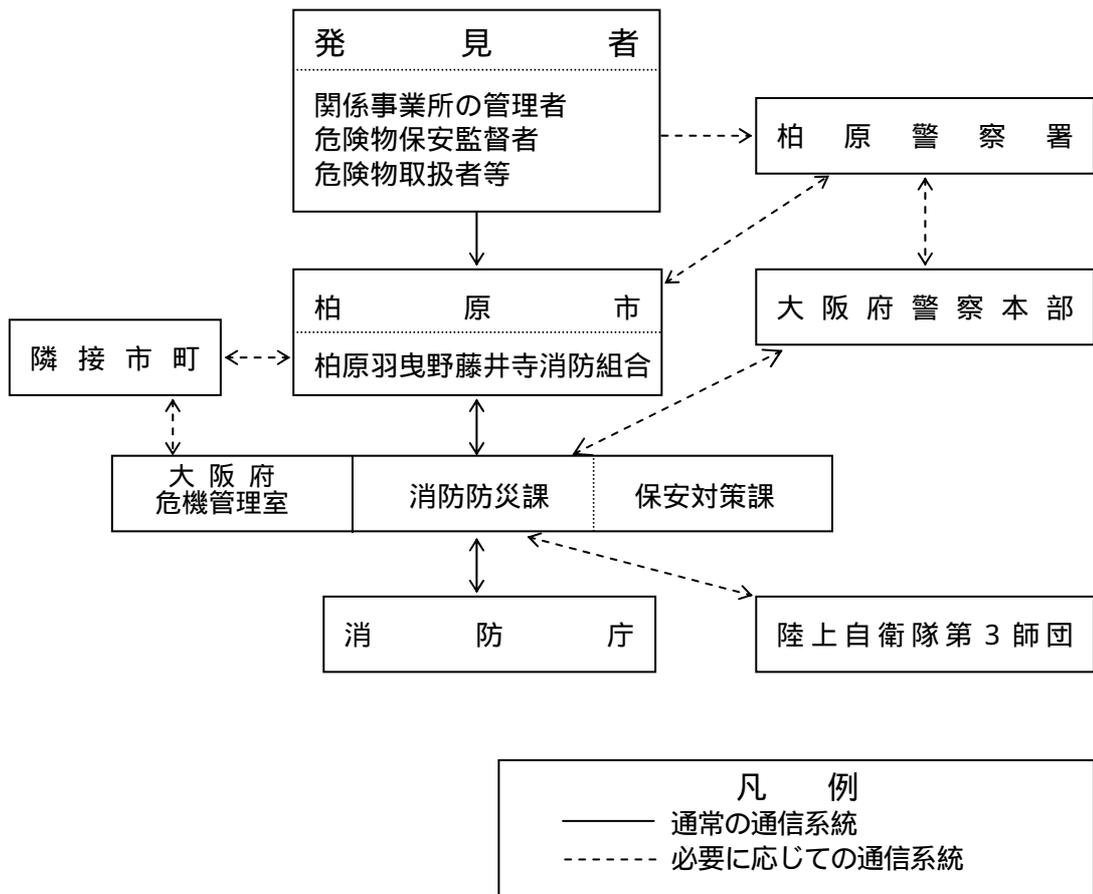
《担当部・機関》

柏原羽曳野藤井寺消防組合
--------------

#### 第1 危険物災害応急対策

危険物災害が発生した場合、施設の管理責任者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

- 1 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
  - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
  - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
  - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示など必要な応急対策を実施する。
- 4 通報連絡体制  
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

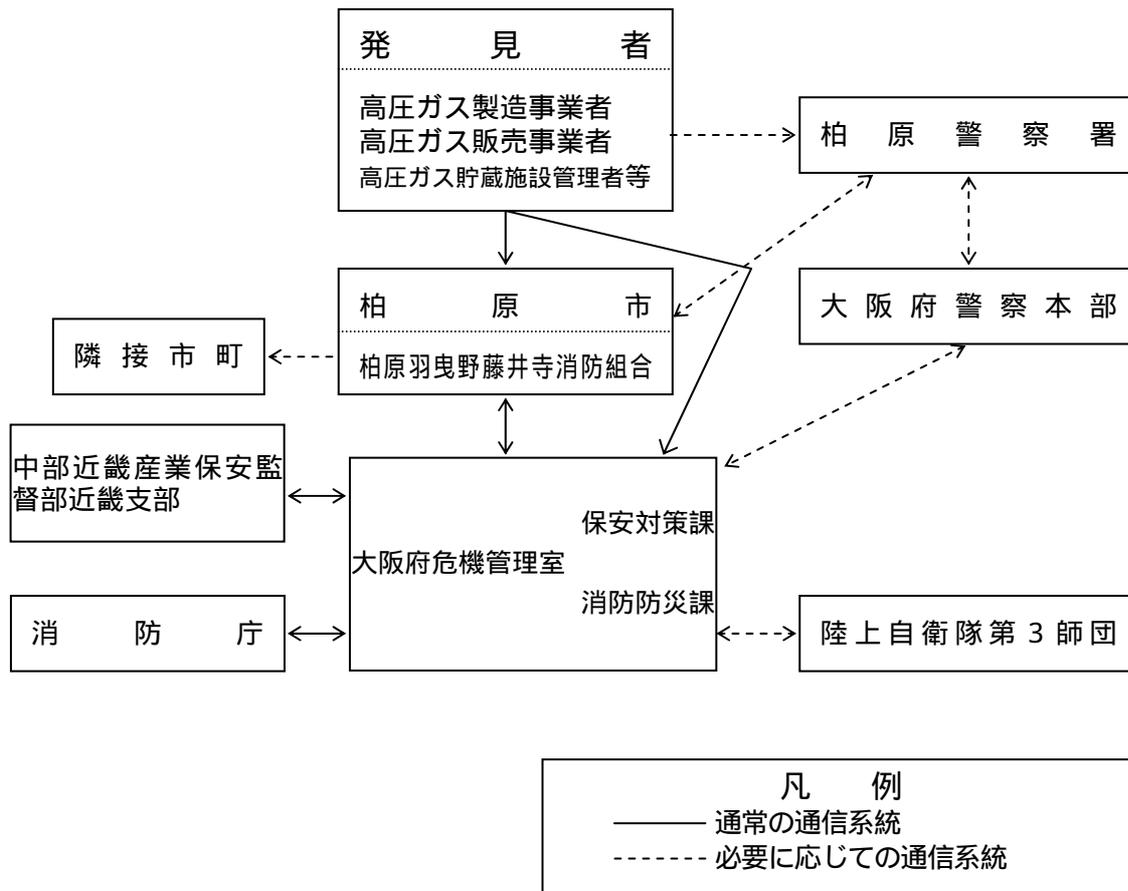


## 第2 高圧ガス災害応急対策

1 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

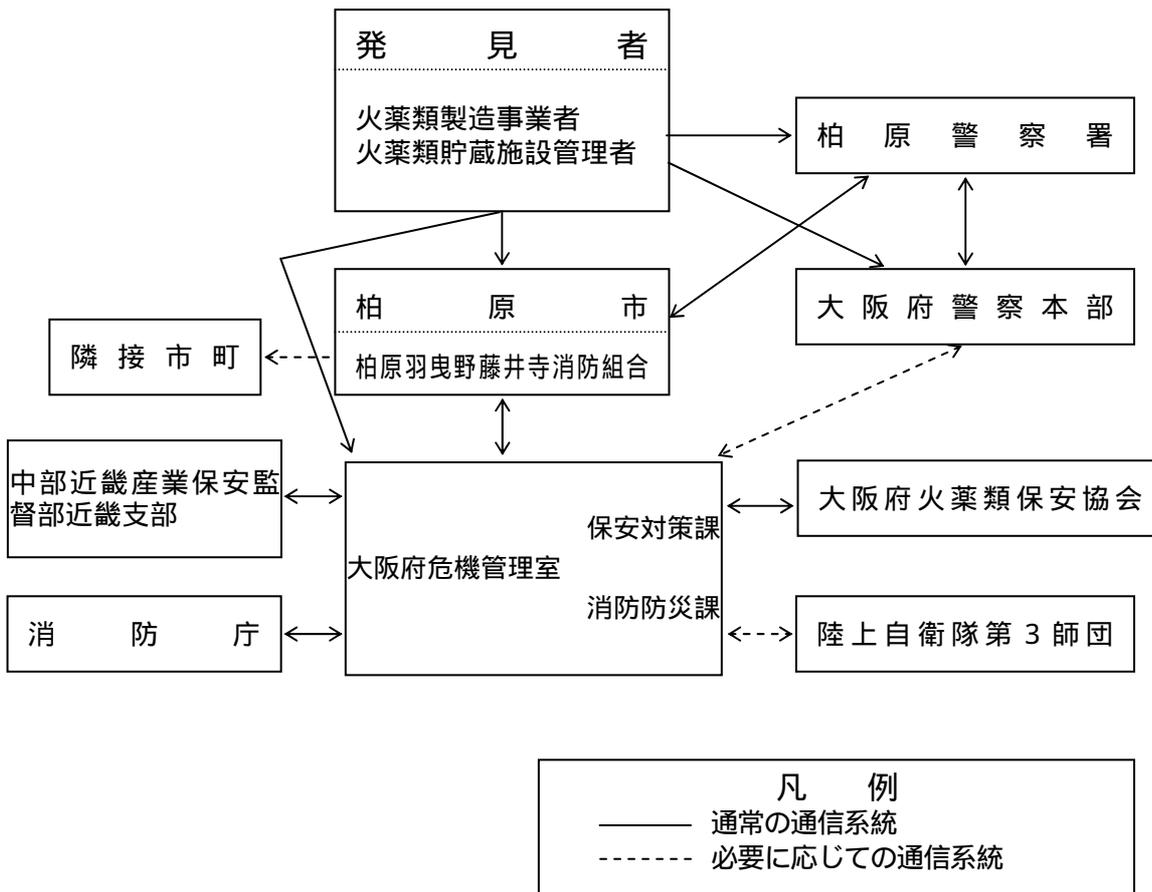


### 第3 火薬類災害応急対策

1 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

#### 2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

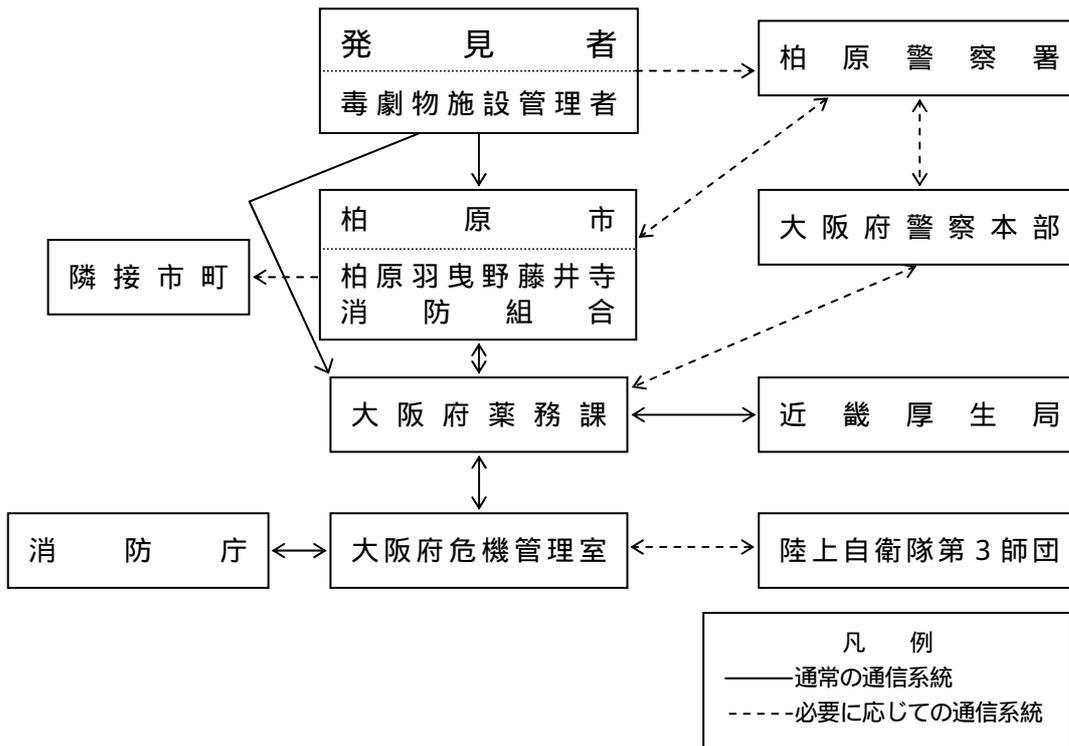


## 第4 毒物・劇物災害応急対策

1 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 第2節 大規模交通災害応急対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《担当部・機関》

柏原羽曳野藤井寺消防組合・関係機関

### 第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 航空機墜落事故
- 2 旅客列車の衝突転覆事故
- 3 大規模な自動車事故

### 第2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

#### 1 連絡体制

##### (1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって柏原羽曳野藤井寺消防組合へ大規模交通災害の発生を連絡する。

##### (2) 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、府警察（柏原警察署）及び関係機関に連絡する。

#### 2 応急対策の実施

##### (1) 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は、原則として市長の判断によって決定する。

##### (2) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

##### (3) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

#### イ 関係機関との連携

また、府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

#### ウ 救助、救急医療活動（市立柏原病院及び当該事故関係機関）

（ア）医師及び看護師の派遣

（イ）医療機材及び医薬品の輸送

（ウ）負傷者の救助

（エ）現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

#### エ 消防活動

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

#### オ 救援物資の輸送

市、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

#### カ 応急復旧用資機材の確保

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

#### キ 交通対策

柏原警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

#### ク 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

#### （４）広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

### 3 事故処理

当該事故関係機関は、柏原警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

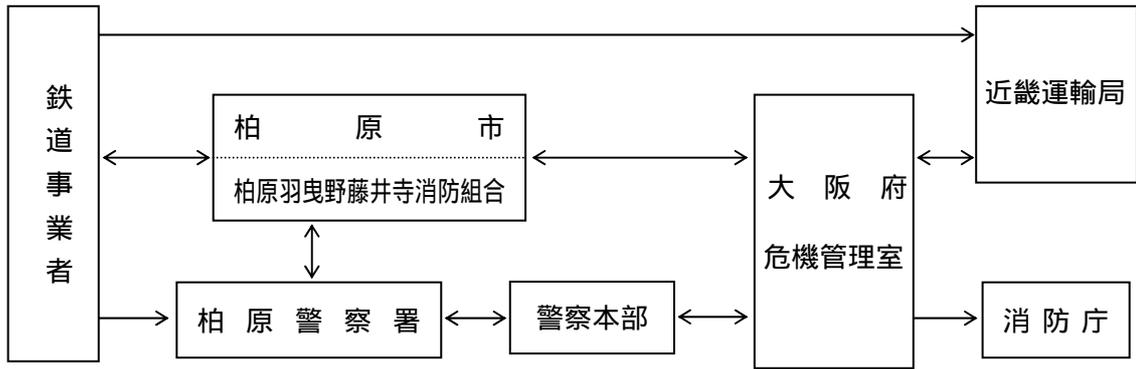
### 4 情報収集伝達体制

#### （１）航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

#### （２）鉄道事故

##### ア 情報収集伝達経路

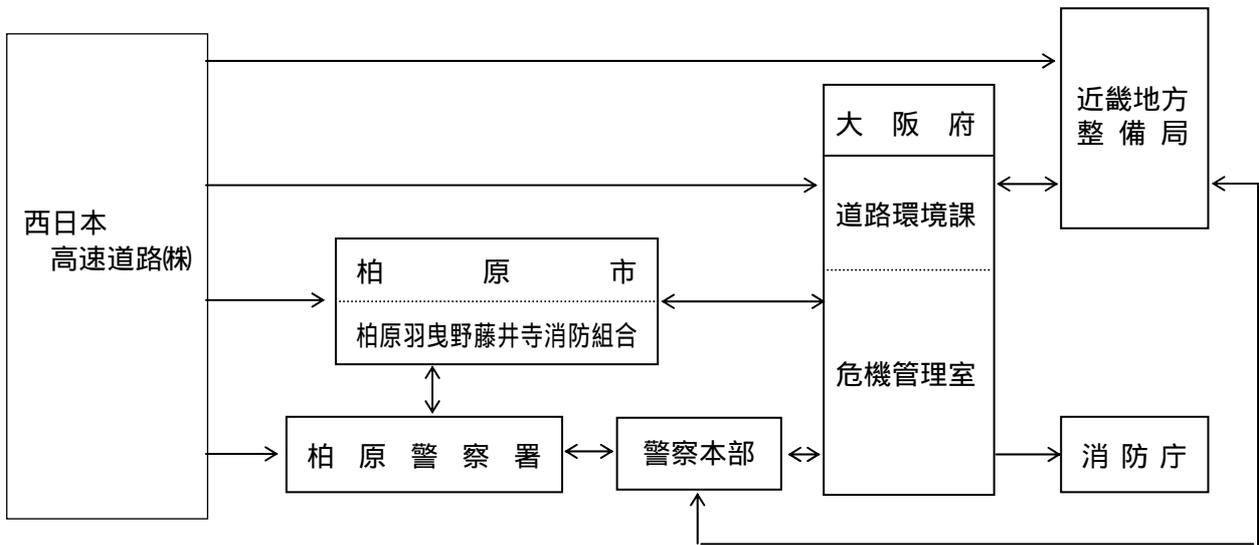


イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

### 第3節 その他突発災害応急対策

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

《担当部・機関》

関係各部・柏原羽曳野藤井寺消防組合・関係機関

本編においては、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒・雑踏事故・遭難など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。